

総合評価方式の試行における基本的事項

【総合評価方式のタイプ】

工事の特性に応じて、次の2タイプの総合評価方式を試行します。

ア) 簡易型 (加算点の満点は15点)

技術的な工夫の余地が少ない一般的な工事において、簡易な施工計画、同種工事の施工実績などの評価項目と入札価格を、総合的に評価する方式です。工事の現場状況等を踏まえ、適切かつ確実に施工する能力を持っているかどうかを確認するため、記述された簡易な施工計画を評価することが、特徴です。特別簡易型との違いになります。(評価項目・配点は各工事の公告文参照)

イ) 特別簡易型 (加算点の満点は10点)

技術的な工夫の余地が少ない一般的な小規模な工事において、同種工事の施工実績や工事成績等の評価項目と入札価格を、総合的に評価する方式です。簡易型と異なり、簡易な施工計画の提出を求めません。(評価項目・配点は各工事の公告文参照)

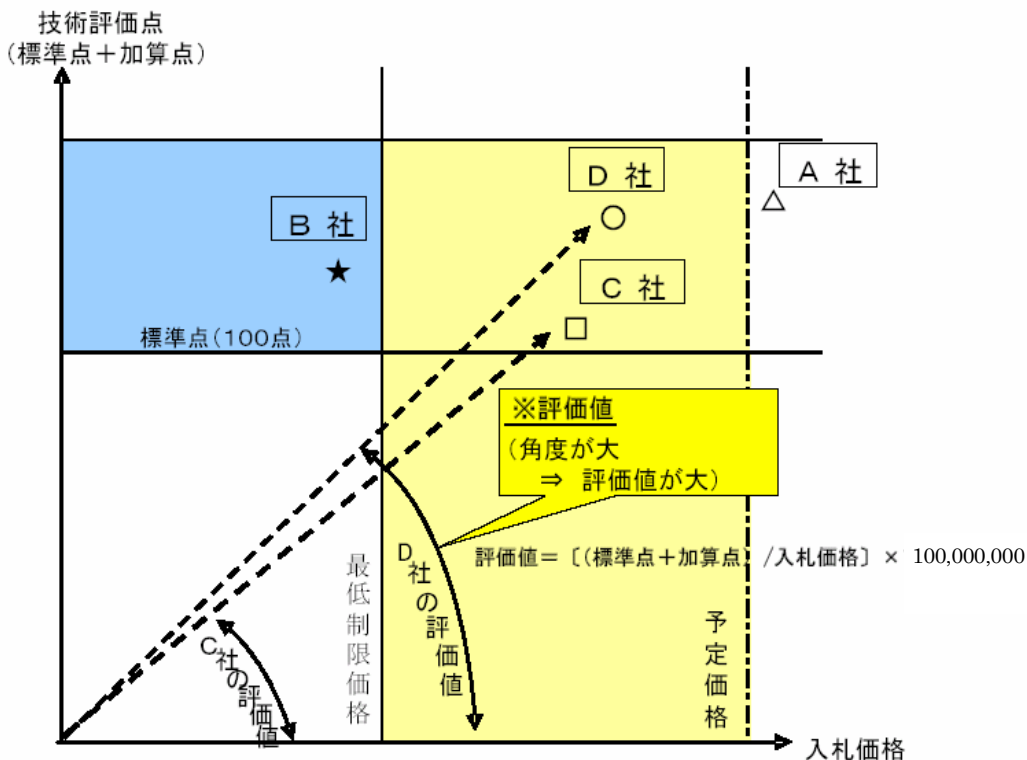
【落札者の決定方法】

入札参加者に対して、本町が提示する施工計画、施工能力等についての評価項目に関する技術資料を求め、あらかじめ設定した評価基準に基づき採点し、その点数(加算点)と標準点の合計点(技術評価点)を入札価格で除した数値(評価値)の最も高い者を落札者とします。

具体的な評価値の算出方法は、次の算式のとおりです。

$$\text{評価値} = \left[\frac{\text{技術評価点 (標準点 + 加算点)}}{\text{入札価格}} \right] \times 100,000,000$$

ただし、標準点は100点、入札価格は消費税及び地方消費税を除いた価格、単位は円。



<参考>

A社：入札価格が予定価格を超えているため、落札候補者にならない。

B社：入札価格が最低制限価格未満であり、失格となる。

C社：入札価格は、D社よりも低価格であるが、評価値は小さいため、落札候補者にならない。

D社：入札価格が制限の範囲内であり、かつ評価値が一番大きいため、落札候補者となる